

平成24年9月28日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。))は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。))があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「法律上の妻との婚姻関係が形骸化していなかったため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。))をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生支局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、受給権者

に戸籍上届出のある妻のほかには内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。))については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほかには、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実態(体)を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号))。

2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか、否かという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

1 法律上の婚姻関係にある妻が、夫と事実上婚姻関係を解消することを合意した上、長期間別居し、夫から妻に対して経済的給付がなされているとしても、それが事実上の離婚給付としての性格を有するものと認められ、夫としては、別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持しようとする意思を放棄したと認められること等の事実が認められる場合には、その婚姻関係は実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して、一方では、夫が他の女性と事実上の婚姻関係にある場合には、当該夫と妻が事実上の離婚状態にあったといえるから、当該妻は厚年法第59条第1項の配偶者には当たらないと解するのが相当であり(最高裁判所昭和54年(行ツ)第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照)、上記にいう事実上の離婚状態とは、夫と重婚的内縁関係にある者との関係が密接であるために反射

的に戸籍上の妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、夫と戸籍上の妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、経済的給付も事実上の離婚給付としての性格を有するものであることなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということではなければならないというべきである。

2 これを本件についてみるに、一件記録により当審査会の認定する事実は、次のとおりである。

(1) 亡Aは、C、D夫妻の長男として出生し、昭和〇年〇月〇日、E、F夫妻の三女であるBと妻の氏を称する婚姻の届出をし、長女G（昭和〇年〇月〇日生）、二女H（昭和〇年〇月〇日生）の子をもうけたが、その後、平成〇年〇月〇日に、亡Aと請求人との間の子であるI（昭和〇年〇月〇日生。以下「I」という。）を認知した。

(2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇〇町〇-〇〇〇〇の自宅で、右肺癌で死亡した。

(3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日付で、登録住所を〇〇市〇〇〇町〇-〇から同市〇〇〇町〇-〇〇〇〇に変更する届出をし、その後は、登録住所を変更していない。

(4) Bは、平成〇年〇月〇日、保険者に対し、要旨以下のように記載した回答書を提出している。

ア 亡Aと別居したのはいつか：〇〇年程前

イ 亡Aと年一回以上音信、訪問はあったか：あった

仕事場が自宅でしたから、毎日、病気で動けなくなる今年〇月まで。電話で、仕事の両替などの指示。

ウ 亡Aから年一回以上送金、仕送り等はあったか：あった

毎月生活費の補助〇～〇万と光熱費。私自身給料をもらっていましたから。生活費の援助、冠婚葬祭のために手渡しで。

エ 離婚の合意はあったか：なかった
オ 別居生活の解消の話し合い等を行ったか：行わなかった

カ 葬儀はどうしたか

通夜、葬儀、火葬場すべて参列しました。

キ その他意見等

夫は外に男の子を作り、その子供が成人するまで、親として責任を取ると言って家を出た。私には夫両親、年老いた親を頼むと（親〇〇歳）私が家に残り夫は毎日自宅が仕事場だったので、帰って来ました。

(5) 亡Aは、死亡した当時、厚年法所定の適用事業所であるa社（〇〇市〇〇〇町〇-〇〇〇。以下「本件事業所」という。）の代表取締役であり、Bは本件事業所の従業員として給料を支払われていた。

(6) 亡AとBが婚姻した昭和〇年〇月〇日当時、亡Aは、警察官として警察共済組合の組合員であったが、昭和〇〇年〇月〇日付で、本件事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成〇年〇月〇日、死亡により同事業所において同資格を喪失している。一方、Bは、亡Aと婚姻する直前の昭和〇年〇月〇日付で、本件事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後、亡Aが死亡した後も、同事業所において同資格を継続している。

(7) Bは、平成〇年〇月〇日付で、「遺族年金受給権利放棄の届出」「亡夫Aの遺族年金の理由書」と題する以下の書面をそれぞれ作成し、同〇年〇月〇日付で、〇〇地方務務局所属の公証人に認証（平成〇〇年登簿第〇号）を受けている。

ア 遺族年金受給権利放棄の届出 夫A死亡により支給される遺族年金の受給権利を放棄致します。今後、誰に支給されましても異議申し立て訴訟など致しませんことをここに誓約致します。放棄の理由は別紙のと

うり。

イ 亡夫Aの遺族年金の理由書 私ことBは、給与月額金〇万〇〇〇〇円、自己の厚生年金及び〇〇坪の土地賃料月額〇万円によって生活可能であるので、上記年金を放棄するものである。

(8) 平成〇年〇月〇日、請求人は、当審査会に、Bが平成〇年〇月〇日付で作成し警察共済組合理事長に提出したと認められる申立書を提出したが、その内容は以下のとおりである。

ア 別居の開始時期及びその期間〇〇〇〇年～死亡迄

イ 離婚についての合意の有無 義父には相談したようですが私には一度もなし

ウ 別居期間中における経済的な依存関係 なし

エ 別居期間中における音信・訪問等の状況 なし

(9) 亡A死亡時における請求人の登録住所地は、〇〇市〇〇〇町〇ー〇〇〇〇であり、同所に請求人は、平成〇年〇月〇日に転居し、同年〇月〇日にその旨届出た。同所において、請求人は世帯主として、Iと同居していたが、同所には、亡Aも平成〇年〇月〇日付で、世帯主として住所登録していた。

(10) 請求人の平成〇年の所得は、〇円である。

(11) 亡Aは、平成〇年〇月〇日付で、公正証書による遺言をしており、それによると、亡Aは、不動産(〇〇市〇〇町〇ー〇〇〇〇。宅地〇〇〇.〇〇m²。家屋番号〇〇〇〇番。)及びa社(〇〇市〇〇町〇ー〇〇)の株式全部を、Iに相続させるとしている。

(12) 平成〇年〇月〇日、亡Aの実父であるCが、当審査会宛提出した「遺族年金再審査申請に関する嘆願書」によれば、以下の記載が認められる。3年前になりますが、Aから戸籍上の妻であるBと離婚する旨の真剣な相談があ

りました。〇〇市役所の離婚届け用紙にボールペンを使って書いた文書を持っていました。私の答えは、次女が嫁ぐまで待てないか、父親のいない結婚式は娘に肩身の狭い思いをさせる。暫く待つべきであると彼を諭してAの手に持つ文書を奪い取り、私の手で破って塵籠に捨てました。Aは何も言わず不満な表情で私の傍から去りました。Aは3年前、戸籍上の妻、Bと離婚する強固な意志がありました。

3 以上の認定事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について亡Aと戸籍上の妻であるBは、住民票上の住所は別々であり、経済的な依存関係について、上記2の(4)で認定したとおり、Bは、「毎月生活費の補助〇～〇万と光熱費」の送金、仕送りがあったと申し立てているものの、上記2の(8)で認定したとおり、Bが警察共済組合理事長宛に提出した申立書では、「別居期間中における経済的な依存関係 なし」と回答していることが認められるから、亡AとBとの間に経済的な依存関係があったと認めることは困難であるところ、Bが、亡Aに係る遺族年金の受給権利を放棄する旨の公証人の認証を受けた文書を作成しているのは、単に受給権を放棄するというに止まるものではなく、その「放棄」の理由から推し量れば、B自らが亡Aとの間に経済的依存関係がなかったことを自認したものと認めるに難くはないこと、上記2の(11)で認定したとおり、亡Aは、自らが代表取締役を務めていた本件事業所に係る保有する株式全部を、Iに相続させる遺言書を作成していること、上記2の(12)で認定したとおり、亡AはBと離婚する意思があったと推認されることなど、これらを総合して見るに、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記2の(9)及び(10)の事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。